

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、次のように特定生産緑地の指定を解除した。

令和4年11月18日

津島市長 日 比 一 昭

生産緑地団地番号	位置	特定生産緑地の面積
44-2	松原町8	456 m <sup>2</sup>

「区域は解除図表示のとおり」